

総社市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第4号

総社市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

総社市情報公開条例施行規則（平成17年総社市規則第15号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(対象となる出資法人) 第10条 条例第22条に規定する出資法人は、総社市土地開発公社、総社市文化振興財団及び<u>そうじゃ地食べ公社</u>とする。</p>	<p>(対象となる出資法人) 第10条 条例第22条に規定する出資法人は、総社市土地開発公社、総社市文化振興財団及び<u>農業公社きびの里</u>とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。